

平成23年度第4回三鷹市都市計画審議会

平成24年3月22日

【菱山都市計画係長】 定刻となりましたので、ただいまから平成23年度第4回三鷹市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます、都市計画係長の菱山でございます。どうぞよろしくお願ひします。

会議に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告申し上げます。事前に吉野委員、藤井委員より欠席とのご連絡をいただいております。加藤委員につきましては、欠席とのご連絡をいただいておりませんので、間もなくお越しになると思います。

したがいまして、17人の委員のうち、今のところ14人の委員にご出席をいただいております。委員の過半数が出席し定足数に達しておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日は、農政の見地からご意見を伺う事項も予定しておりますので、島田専門委員にご出席をお願いしております。

さて、本日の審議会に際しまして、お手元に配付しております名簿のとおり1名の方より傍聴の申し込みがございました。傍聴人の決定は、三鷹市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱第6条により会長が決定することとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本審議会条例第6条第1項の規定により吉野会長に議長をお願いいたします。

【吉野会長】 皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中ご参集いただきまして大変ありがとうございます。

三寒四温と言われておりますけれども、何か少し時期的にはずれているようで、なかなか春めいてこないということが気になっておりますが、ご健勝で皆様方にはご活躍をいただいていると。こういうことにご同慶に存する次第でございます。

今年度、市が進めてこられました第4次基本計画及び各個別計画の改定・策定の取り組みが大詰めを迎えてきております。とりわけ本審議会におきましては、土地利用総合計画2022や、緑と水の基本計画2022並びに三鷹風景・景観づくり計画2022(仮称)、

いわゆるまちづくり3計画につきまして、委員の皆様より多くのご意見、質疑等をいただきながら審査をしております。

さて、本日の議題ですが、諮問事項が2件、報告事項が3件でございます。まちづくりに関する3つの計画は大変重要な都市計画の問題であります。都市公園の変更等に関する事項も含まれておりますが、都市計画の決定に至る権限移譲に関するご報告など、いずれも今後の三鷹市のまちづくりに大きく関わりを持つ、重要な案件であると伺っております。委員の皆様には忌憚のないご意見を発言していただきまして、よりよい成果が上がるよう、よろしくご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

それでは初めに会議録署名委員を定めます。本件は、本審議会条例施行規則第10条第2項の規定に基づき議長が指名をいたします。栗原委員にお願いをいたします。

それでは、本日の審議会の会議を公開し、先ほど報告のありました傍聴希望者1名について傍聴人として決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【吉野会長】 ご異議なしと認めていただきましたので、傍聴人の入場を認めます。

ここで一たん審議会を休憩いたします。

(傍聴人入場)

【吉野会長】 審議会を再開いたします。

開会に当たりまして、市長よりごあいさつをお願い申し上げます。清原市長。

【清原市長】 皆様、こんにちは。本日は年度末の大変ご多用の中、ご参集いただきまして、まず心から感謝を申し上げます。平成23年度第4回目の都市計画審議会に当たりまして、一言感謝とお願いのごあいさつをさせていただきます。

1年前の3月11日に発生いたしました東日本大震災は、今なお被災地はもちろんのこと、私たちに大きな影響を与えております。また昨年は特に猛暑の夏、水害が発生し、また風害も発生し、きょうも警察署長さん、消防署長さんにご参加いただいておりますが、警察・消防団の皆様と連携して、風水害の対応につきましても大変困難を極めた年度でございました。改めて、三鷹市といたしましても第4次基本計画の中で緊急課題として危機管理というのを置かせていただいておりますし、地域防災計画について、今年度は修正でございますが、来年度改めまして、帰宅困難者の問題等を含め、国や東京都の被害想定等も変更があるということでございますので、それに対応した取り組みを強めてまいりたいと思っております。

なお、今年度は第4次三鷹市基本計画及び各個別計画の策定と改定作業を進めてまいりました。本日は土地利用総合計画2022の案を諮問させていただきたいと考えております。この間、都市計画審議会の皆様には詳細なご報告を重ねてまいりましたが、昨年度はまち歩き・ワークショップを行い、今年度はまちづくり懇談会を7つの住区で2回ずつ、計14回開催してまいりました。そのほか、市民の皆様にはパブリックコメントをお寄せいただき、また無作為抽出の市民の皆様によるまちづくりディスカッションを行いました。さらに、広報やホームページなどで意見募集をさせていただきましたが、今回、第4次基本計画等についても、今まで以上に多くのご意見をお寄せいただいていることを、本当にありがとうございます。

本審議会でも、まち歩き・ワークショップ基本方針のご報告に始まりまして、土地利用総合計画2022につきましては基本方針、骨格案、素案と重ねてご議論いただき、2年間にわたるご報告を踏まえた策定作業を進めてまいりました。本日、諮問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、地方分権の一環といたしまして、平成24年4月1日から、用途地域等の都市計画決定の権限が、基礎自治体であります市に移譲されます。これは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の第2次分権一括法案の公布によるものでございまして、本審議会において、この権限移譲は大変影響の大きい内容でございますので、後ほど事務局から報告をさせていただきます。

以上を含めまして、本日、諮問事項が2件、報告事項が3件でございます。どうぞ、今まで同様、皆様の熱心なご審議を賜りたくお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【吉野会長】 さて、本日の日程は、お手元に配布しております議事日程に従いまして進行いたしたいと思いますので、ご承認をお願い申し上げます。

これより議事日程に入ります。本日の議事は、諮問事項2件、報告事項3件となっております。ご協力をよろしくお願い申し上げます。

初めに諮問をお受けいたします。清原市長、お願ひいたします。

【清原市長】 それでは、本日諮問させていただきます2件につきまして、一括して朗読をして諮問とさせていただきます。

23三都ま第1051号。平成24年3月22日。三鷹市都市計画審議会会长、吉野利明様。三鷹市長、清原慶子。三鷹市土地利用総合計画2022（案）について（諮問）。

三鷹市都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求めます。記。平成23年度諮問第2号、三鷹市土地利用総合計画2022（案）について。続きまして読み上げさせていただきます。

23三都ま第1052号。平成24年3月22日。三鷹市都市計画審議会会长、吉野利明様。三鷹市長、清原慶子。三鷹都市計画公園（第2・2・36号上連雀くすのき公園）の変更について（諮問）。

三鷹市都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求めます。記。平成23年度諮問第3号、三鷹都市計画公園（第2・2・36号上連雀くすのき公園）の変更について。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【吉野会長】 ただいま諮問がありました。

日程第1、諮問第2号、「三鷹市土地利用総合計画2022（案）について」を議題いたします。

これより提案理由の説明を求めます。

清原市長。

【清原市長】 それでは、諮問第2号、三鷹市土地利用総合計画2022（案）の提案理由についてご説明をいたします。

三鷹市土地利用総合計画2022は、都市計画法第18条の2に基づく都市計画マスター・プランであり、目標とする都市像である緑と水の公園都市の実現を目指して、三鷹市の都市計画に関する基本的な方針と、土地利用を基本とした具体的な施策を明らかに示すものです。

現在、三鷹市は、成熟した都市の段階にあり、都市基盤や都市施設などが更新・再生の時期を迎えています。そして、農地の減少をはじめとして、緑が減少傾向にあるなど、土地利用の変化が顕在化しています。

このような状況において、本計画は今後12年間を展望し、都市再生とコミュニティ創生を最重点課題とする第4次基本計画と整合を図り、持続可能な都市の実現と、地域で支え合うまちづくりを展開するための施策を盛り込みました。

また、計画期間中には、都市計画道路の整備や新川防災公園、多機能複合施設整備（仮称）事業など、新たなまちづくりの骨格や拠点が形成されていくことになります。

さらに、平成24年4月から、用途地域等の都市計画決定権限が東京都より移譲される

ことなどに伴いまして、一層地域特性を反映したまちづくりの推進が求められていることを踏まえ、本計画案を取りまとめました。

今後につきましては、本審議会で答申をいただいた後、まちづくり推進委員会にも諮問をさせていただきまして、今月末に確定をしていきたいと考えております。

詳細の内容につきましては事務局より補足説明をさせますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【吉野会長】 提案理由の説明が終わりました。事務局より補足説明をお願いいたします。

大石田都市整備部長。

【大石田都市整備部長】 それでは、私から補足説明をいたします。

今、市長の説明にもありましたように、都市計画法の第18条の2の規定に基づくほかに、三鷹市まちづくり条例第10条に基づく計画ともなります。したがいまして、本審議会及びまちづくり推進委員会のご意見を伺って計画策定を進めてきたところでございます。

また、三鷹市土地利用総合計画2022は、現行計画である三鷹市土地利用総合計画2010の基本的な方針を継承するものでありまして、豊かで高品質なまちづくりをさらに進めるため、具体的な施策の拡充を図った内容となっております。

また、市長のあいさつにもありましたように、本計画の策定につきましては、平成22年度よりまち歩き・ワークショップを行い、市民の皆さんと一緒にまちを歩いて、ワークショップで課題と解決方法をまとめるという作業を積み上げてまいりました。多くの市民のご参加をいただいたところでございます。それを受けまして、基本方針、骨格案、素案と、段階的に本審議会からご意見をいただき、まとめてきたところでございます。

さらに、本計画は、第4次基本計画に合わせて実施しましたパブリックコメント、まちづくり懇談会等においても、多くの市民の皆様からご意見をいただきました。これらのご意見を反映させ、三鷹市土地利用総合計画2022（案）を策定し、本日、諮問をさせていただいたということでございます。

お手元の資料1に関しましては、まちづくり推進課長の田口から具体的な説明をいたします。

【吉野会長】 補足説明が終わりました。事務局より資料の説明をお願いいたします。

田口まちづくり推進課長。

【田口まちづくり推進課長】 まちづくり推進課長、田口でございます。どうぞよろし

くお願いいいたします。

それでは、資料1をご用意いただきたいと思います。資料1-1でございますが、前回の12月の審議会で素案を示させていただきました。その後、各審議会等のご意見を反映し、修正したものがこの案ということでございます。修正した部分を中心にご説明させていただきたいと思います。

それでは、最初に資料1-2をご用意いただきたいと思います。横長の表になっているものでございます。こちらが、主な市民意見への対応の方向性ということで、パブリックコメントの対応の結果でございます。

左上に、意見提出人数5人、件数7件とございます。この表にまとめさせていただいておりますが、主な意見と対応をご紹介させていただきます。

1ページ目の下の段、3番と4番の項目でございますが、三鷹駅前のしろがね通りを駅へ真っすぐな生活道路として残してほしい。4番についても同様の内容のご意見をいただいております。

この通称しろがね通りでございますが、本冊1-1の157ページをお開きいただきたいと思います。土地利用の基本図というものを掲載しております。ちょうど中央部分に、中央通りモール化整備事業という表記がございますが、この1本右側の、東側の路線にも一点鎖線が北に向かって引かれています。この部分が通称しろがね通りで、真っすぐ北へ延びていく路線になっております。

この路線に関してのご意見ということで、対応の方向性としましては、右側に記載しておりますとおり、歩行者の通行機能を検討する必要があると認識しております。都市計画決定にかかる手続きを進める段階において、皆様からのご意見を聞きながら進めていくといった対応の方向性を示しているところでございます。

続きまして、裏面、2ページ目になりますが、一番下の6番と7番の項目でございます。西部住区にかかる市民意見でございますが、井口グラウンドの売却は行わないでほしい。7番目も、存続してほしいというご意見でございます。本冊1-1の資料でいきますと128ページに、やはり同じ土地利用の基本図がございます。ちょうどこの図面の右側の上のところになりますが、太い線で調布保谷線を示しております。ここにかかるような形で、井口特設グラウンドの土地利用とございます。この土地利用に関するご意見をいただいたというところでございます。

対応の方向性としましては、売却の方針ですということでございます。土地利用に関し

ては、周辺環境との調和や良好な住環境の確保などを十分配慮し、跡地の利活用方策については慎重に判断していくといった方向性を示させていただいているところでございます。

続きまして、資料1－3をご用意ください。こちらも表としてまとめさせていただいておりますが、こちらは素案に対する主な修正内容ということで、各審議会、こちらの都市計画審議会も含まれますが、まちづくり懇談会、東京都、府内からの意見、また関連計画との整合を図っているものでございます。こちらにつきましても、主な修正内容のポイントを紹介させていただきたいと思います。

まず1ページ目の1番と2番のところでございます。計画の位置づけについてご意見をいただいております。本冊1－1で申し上げますと4ページ目と5ページ目のところになります。

左側、4ページ目のところ、計画の位置づけということで、この計画の位置づけが少し不十分だったところを、このような黄色で網かけをした内容で記載を加えております。また、5ページ目の概念図でございますが、緑と水の基本計画等3計画で概念図の統一化が図られていませんでしたので、その内容をあわせて記載させていただいております。

続いて資料1－3の2ページ目をお開きください。項目の番号で言いますと7番になります。

こちらは、各図の中に、今後整備予定の都市計画道路を記載するべきではないかというご意見をいただきました。1－1の34ページをお開きください。まちづくりのゾーニングという図がございます。こちらの中に破線で、整備予定の都市計画道路等を記載させていただいております。

例えば、三鷹駅の左側で、南北に調布保谷線が計画されておりますが、行政境のところを通るような形で破線で表記しております。このように、今後12年間で進む道路について、図面に落としたところでございます。

続いて資料1－3の3ページ目、9番と10番の項目でございます。政策誘導によるまちづくりの推進にかかるご意見ということで、1つは用途地域等による誘導、もう1つは地区計画等による誘導のところです。資料1－1の39ページがその部分に該当いたします。

用途地域等による誘導、これまでにも政策誘導のまちづくりを進めるために一定の誘導をしてきましたが、先ほど市長のあいさつの中にもありましたように、用途地域の都市計画決定権限移譲などを踏まえまして、今後、地域の現状・課題などを整理した上で、本計画

が位置づけたゾーニングに沿って土地利用が誘導できるように、用途地域に関する指定方針、指定基準を策定します。環境保全や地域の活性化など目的に応じた誘導、また用途地域が混在している地域において、将来の土地利用に向けた整理、また都市計画道路等の整備に伴う新たな土地利用転換における地域の適切な誘導といった目的・効果を明確に示させていただいたところでございます。

2つ目の、②の地区計画等による誘導につきましても、これまでも土地利用転換等に合わせて地区計画を定めさせていただいておりますが、今後は規制誘導の緩やかな広い範囲を対象とした地区計画等を検討していきたいということを加えさせていただいております。

続きまして、1－3の5ページ目をお開きください。項目の番号で申し上げますと16番のところでございます。緑と水の保全、農地の保全にかかわるご意見ということで、農地保全の具体的な施策を盛り込む必要があるのではないかというご意見をいただきました。

本冊の1－1でいきますと72ページ目になります。こちらに記載したように、体験農園の充実等、具体的な施策を追記させていただいたものでございます。

続きまして、資料1－3の、8ページ目、9ページ目をお開きください。項目番号で言いますと24番から27番にかけてでございますが、こちらはバリアフリーを目指すまちづくりというテーマ別の方針でございます。現在、並行して策定中の三鷹市バリアフリー基本構想2022との整合を図る必要があるということで、本冊で申し上げますと98ページから103ページにかけまして、バリアフリー基本構想との整合を図りました。ところどころに修正部分を加えておりますが、内容を確認していただければと思います。

最後になりますが、今後の予定ということで、先ほど部長からも話がありましたが、まちづくり条例に基づくまちづくり推進委員会の諮問・答申のうえ、3月末に確定していくと考えておりますので、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

説明は以上でございます。

【吉野会長】 説明が終わりました。これより質疑と合わせて討論を行います。

それではまず、質問がございます方はご発言いただきたいと思います。

【野村委員】 まず質疑をした後で、別途意見を言わせていただきたいのでお願ひいたします。

質問は、69ページの緑と水の拠点の整備のところですが、北野の里、あと新川防災公園があります。実際、北野の里というのは、この2022年までの計画の中でどの程度実現化していくのか。今、国が外かく環状道路の事業化をしようとしていますが、実際、東

京よりも東北のほうにしっかりと予算を使って、そちらの復興のためにお金を出さなければいけないときなのではないかと思うんです。東京外かく環状道路そのものが、こんな巨額なお金をかけて今、東京でつくらなければいけないとは、私にはどうしても思えないんです。ですから、それが前提としてある、この北野の里というのも、準備をしなくてはいけないという答弁になるとは思いますが、それを当て込むようなことでいいのかなということで、1つご所見をお伺いしたいということと、新川防災公園については、やはりこれも今、ほんとうにこれだけのお金をかけて、総額240億になるような予算規模で、5年間かけて、150億を超える借金をしようとしているという事業です。これもほんとうに、例えば公園にしなければもう少し予算が少なくて済んだのではないかとか、いろいろな考え方があると思いますが、これについて、ほんとうに今、当初の計画どおり進めていかなくてはいけないのか。震災と経済危機のあった後に、しなくてはいけないのかということについて、ご所見をお伺いしたいと思います。

【吉野会長】 清原市長。

【清原市長】 まず、北野の里についてお答えいたしますが、ここは私たちの責任で明確に土地利用総合計画には位置づけなければいけない案件と考えております。

外かく環状道路につきましては、まず、東日本大震災の復興・再生への取り組みと並行して進められるものであるという国の動きを把握しております。と申しますのも、被災地の復興・再生はもちろん重要な案件ですが、あわせて首都東京の安全確保、動線確保のために、改めて政府でも外かく環状道路の重要性については再確認していると聞いております。

そのような道路がつくられるのであるならば、この間、三鷹市として市民の皆様との話し合いの中で提案をしてまいりました、この東京外かく環状道路の事業化に伴う負の部分を最小限にして、地域のコミュニティの皆様のために有力な取り組みをしていくためにも、北野の里（仮称）の市民提案を、対応の方針でも国は明確に示しているわけですから、それを実効性あるものにしていただくために、この土地利用総合計画で位置づけることは極めて不可欠なことであると認識しております。

新川防災公園についても、多額のお金をかけてやるべきかどうかとおっしゃいましたが、三鷹市の責任は、三鷹市の市民の皆様の命と暮らしを守る、安全・安心確保、防災力を高めるということでございます。私としては、被災地の皆様の気持ちに寄り添いながら、三鷹市としては、市民の皆様にとっての防災力、安全・安心を確保する意味で、今、三鷹市

役所の隣の有力な土地を確保するということは、この間、議会でもお認めいただいて進めてきている案件でございますので、本諮詢でお示しいたしました土地利用総合計画に含めるということについては不可欠のことであると認識しております。

【吉野会長】 野村委員。

【野村委員】 市のお考えはわかりましたが、やはり時期としては、大きな出来事があった後なのできちっと見直すということが必要なのではないかとは思います。

次に、81ページの公共事業の充実のところですが、今、三鷹台団地の建てかえがほぼ終わって、牟礼団地もほぼ終わってということになってきていると思います。これらの部分について、逆に言えば、新川・島屋敷通りなどは、建てかえた後、逆に空き家が出てくるような状況で、建てかえることで市民の皆さんのお宅の確保にほんとうにつながっているのか。

あと木造密集住宅の建てかえを促進するとなっていますが、それについて市がどの程度積極的に関与できるのか。財政的なこともかなりあると思うんです。この木造住宅のところ、82ページの、老朽住宅の建てかえ誘導等については、高齢世帯が多い木造住宅の建てかえ誘導というのをどこまで市が覚悟してやれるのかということについてお伺いしたいと思います。

【吉野会長】 田口まちづくり推進課長。

【田口まちづくり推進課長】 まず、81ページのUR賃貸住宅、都営住宅の建てかえについてのご質問にお答えいたします。

URの賃貸住宅、委員さんがおっしゃられましたように、新川、三鷹台、牟礼、順次進めております。牟礼団地につきましてはこれから事業にかかるところでございます。従前、都市計画の住宅の一団地という形で定められていましたが、今の社会状況等に合わないということで、地区計画に移行しているところです。地区計画によって、環境を保全しながらさらに環境を向上させるということで展開をしてきたところです。

住宅の戸数、空き家についてということでございますが、個々のご事情等もあると思います。今、東京都のほうで住宅マスター・プランもまとめているところでございます。その中でも、東京都全体のお話ですが、戸数に対して世帯数が全体として少なくなっている。1割ぐらい供給戸数のほうが多いという状況があると。東京都全体のお話でございますが、そういう状況の中で、必要な住宅をまた再生するとか、いろいろな調整を今後図っていく必要があると考えております。

【吉野会長】 大石田都市整備部長。

【大石田都市整備部長】 木造住宅の建てかえの誘導についてお尋ねがございました。

特に大きな災害があった後ですし、関心も高いところではあります、まず第一に、私的な財産ではありますが、自分で自分の家の耐震度はどのくらいなのか、それから建てかえるにはどうしたらしいかというご相談に応じるとともに、木造住宅の耐震に関する測定についての補助も出ますし、改修についての補助も今行っています。ただ、それは市役所、自治体に相談することなく民間で進められる部分もあります。

それから、3点あります、1点目は緊急輸送道路、つまり主要な道路を中心にながら耐震化を進めること。2点目は狭い道路の拡幅を行うこと。3点目は都市計画道路、基本的な都市の基盤を整備する。この3つを柱にしながら耐震化というのを進めていく。ですから、個別の建物の耐震化と、あわせて基盤の整備、この2本で耐震化を進めてまいります。

【吉野会長】 野村委員。

【野村委員】 考え方としてはわかりました。細かいことは大体、今まで何回かやつてきたことなので。

最後に、今回、権限移譲でいろいろなことが入ってきますね。それについて、1点は今説明があったように思いますが、この計画の中でカバーできるような状態になっているのでしょうか。それだけ確認したいと思います。

【吉野会長】 田口まちづくり推進課長。

【田口まちづくり推進課長】 まちづくり推進課長の田口です。

権限委譲につきまして、当然、さまざまなまちづくりに関連してきますが、そういったものを踏まえてこの計画を作成しております。

また、後ほど報告事項の中でもご説明させていただきますが、この計画に定めた方針内容等をしっかりと具現化するために、用途地域の権限等の委譲を受けた中で展開していくことを考えております。

以上でございます。

【吉野会長】 野村委員。

【野村委員】 とりあえず質問はこれで結構です。後でまた、皆さんの質問が終わった後でお時間いただければ。

【吉野会長】 島田専門委員。

【島田専門委員】 市長の冒頭のごあいさつの中にも、緑の減少が顕在化されているというごあいさつがありました。そして、計画の中でも、「三鷹らしい緑の」という形の中で、屋敷林というものを三鷹市は大きく取り上げております。私は、これはすばらしいこと、すばらしい着眼だなどと、ほんとうに心から感服しております。

しかし、屋敷林というものは、一旦失ったらもう二度と帰ってこない。そして個人の所有にかかるものである。その人には宅地としての固定資産税や都市計画税がかかっている。また、道路の拡張、その他、何か一旦狂い出すと、減少がこれも早まっていく。せっかくこれだけのことを着眼し、すばらしい計画の中で、この屋敷林を維持するために、三鷹市は今後どんな形の中で、この保存を、所有者ともども意識づけ、高めていくのか、それをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

【吉野会長】 田口まちづくり推進課長。

【田口まちづくり推進課長】 屋敷林に関して、どのような形でこれを活用しながら保全していくかというご質問かと思いますが、当然、屋敷林は個人の方が所有しているということで、そのまま保存するというのは、やはり個人の方のご事情とかいろいろあって、そのままでは難しいという側面がございます。

その中で、報告事項の風景・景観づくり計画（仮称）の中でもそういった部分を考えているところですが、その屋敷林、またその周りの農地といったものを一体的に保全できる仕組みの検討を今進めているところでございます。

また、例えば人見街道等、今ケヤキ並木が残っているところがございますが、屋敷林をそのままの形で残すということは難しいところもあります。道路づくり等に合わせて、そういう形でも残せるところはいろいろ資源として活用しながら残していきたいと考えております。

【吉野会長】 島田委員。

【島田専門委員】 今、それを検討中であるというお答えだったと受けとめますが、ほんとうに、これは鋭意真剣に検討していただきたい。そして、その方向で努力していただきたい。これは切にお願い事項として申し上げさせていただきます。

以上でございます。

【吉野会長】 ほかに質問がございます方は。

では栗原委員。

【栗原委員】 この間の議論もありますので、大きく2点お伺いしたいと思います。

1つは、この三鷹市土地利用総合計画2022の計画を進めていく上で、緑と水の公園都市をつくっていくということが三鷹の課題だと。やはり一番大きな影響を受けるというふうに市でも認識していると思いますが、外環道路計画の影響は、都市計画決定をするに当たっての地域PIでも課題が出されて、さまざまな環境への影響なども議論して、それに対しての対応策も一定程度明らかにしてきたと思います。

私は、この外環道路計画は、三鷹の住環境を守っていく、緑を守っていくという観点に立ったときには、中止すべきものだと考えていますが、その考え方とともに、地域の声を聞いても、外環道路計画を前提にしたこの計画については、緑と住環境を守る立場からは、やはり不安がまだぬぐい切れない側面があります。これに基づいてまちづくりを進めていくという視点に立ったときに、居住者、住民の意思をどのように反映させていくのかというのが課題になると思うのですが、その、意思が反映されないのではないかという不安に対して、市の、この計画をつくってこれからまちづくりを進めていく姿勢を、まず初めに1点お伺いしたいと思います。

もう1点は、この総合計画でも、防災の位置づけが、災害に強いまちづくりということでテーマ別のまちづくり方針の中にも書かれています。全体を通じて、防災の視点というのはあるかと思うのですが、この多機能複合施設新川防災公園の持つ機能という部分で、どういう機能を持っているのかもう1回確認したいと思います。

その点で、三鷹市全体を考えての計画ですので、井口特設グラウンドの一時避難場所としての存続を望む声に対して、売却の予定だという市の方針は変わっていない今までの状況ですが、だとすれば、井口や上連雀地域の一時避難所の確保という点での計画をこの計画の中でどのように位置づけているのか、また拡充していくなければならない視点ではないのかということを提案して、お伺いしたいと思います。

【吉野会長】 河村副市長。

【河村副市長】 まず外環につきまして、市民の声を反映するべく頑張っていただきたいというお話だと思いますが、1点目、これにつきましては、対応の方針を三鷹市がまとめるに当たりまして、この都市計画審議会でも何度も議論していただいて取りまとめたものを、市民の皆様のお声も聞いて最終的に取りまとめて、国及び東京都に、対応をしつかりやってほしいということで三鷹市として求めてきたという経緯がございます。

先ほどの議論にありました北野の里も、市民の皆さん、約100人でワークショップをした結果、蓋かけをしてその上を公園にしてほしいと。いろいろご指摘のある、緑が減る

部分を実際にそういう形でカバーしてもらいたいということでございますので、私どもはそういう市民の皆さんとの声を実現すべく、対応の方針でも、環境問題を含めていろいろな懸念する事項がご指摘のようにございますので、しっかりと問題がないように、これからも進めていきたいと思っているところでございます。

それから、防災公園と多機能複合施設の持つ防災の機能については、これも議会でたびたびご説明しているように、一時避難場所的な機能もございますが、三鷹市全体の防災センター機能、通常時の公園機能だとかスポーツ機能とは別に、災害時は全体が災害対策の拠点、医療拠点あるいは福祉拠点、そしてストックヤード、あるいは死体安置所等々、ほかの拠点では補えないものの中心機能を担っていくものにしていきたいということで、今さまざまな検討を進めているところでございます。

井口のグラウンドにつきましても、これも再三申し上げているとおりでございますが、もともとこれは暫定的な広場でございまして、ここに総合スポーツセンターをつくる予定であったわけです。ですから、総合スポーツセンターができた場合には、一時避難場所としては機能しなくなるわけでありまして、そこに総合スポーツセンターを持っていくことについては、議会の中でも、かつて栗原委員さんの所属する会派も賛成してきたという経過がございます。

そういうことでございまして、今回そこが財源的なものになるために売却するわけでございますが、これも再三議会でも申し上げているとおり、周辺の方のご希望もいろいろ聞きながら、災害時にも役立つようなことを含めて、何とか頑張って、単に売るということではなくて、そういう視点も含めた売却を考えていきたいということは再三述べているとおりでございますので、今後、私どもはそういう方向で検討してまいりたいと思っています。

【吉野会長】 栗原委員。

【栗原委員】 ちょっと私の質問とかみ合っていない部分があると思うのですが。整理させていただいて、外環の計画については、このページで、都市計画道路の整備や蓋かけ部分の計画も進めるとなれば具体的になっていくということで、さまざまな課題があります。外環ノ2の問題も、59ページですが触れられています。

住環境を守るという視点に立ったときに不安が残るというのは、地上部分がどうなるのかという、この59ページのことですぐりと、その2の部分はどうなるのか。地上部分ですので、どうなるのかという不安があります。ここでは、地域特性に合わせた適切な対応が

図られるよう東京都へ要請するとともに、市民の意見を反映する手法を東京都と協議していくということが含まれています。

私はここで、外環道路を前提にした計画の中でも、その2の場合は、やめるものはやめるという選択肢も当然、地域の住民の声としてまとめれば、また行政が判断することも十分にあり得ると思います。ですから、今後のまちづくりを進めていく上で、この計画については、このマスタープランがありますが、やはり考慮する必要がある。

外環道路計画ですが、大変大きな財源が必要なので、今の国の財政の厳しさとか、東日本大震災が起こって1年たった今、東日本復興の財源が必要だという中では、市長はそういう国の要望を進めていく側面があるということでの見通しを語られましたが、実際にそれがつかなくなってしまう不測の事態というのもあり得ると思います。

そういうときには、外環道路計画を前提にした計画づくりをしていると1つも進まなくなってしまう。蓋かけ上部の部分の計画も北野の里の計画も、実際に整備されなければ進められない中身なので、私はこの点では、緑と水の公園都市ということで考えたら外環道路を前提にしない計画をつくるべきだと思いますが、外環道路計画を前提とした立場に立っている市であったとしても、この計画が進まないときの、影響を受けない伏線計画づくりも、一定程度つくってマスタープランに載せておく。進まなかつたときに、10年間止まってしまったというような計画づくりでは、この計画は不十分なのではないかと。外環道路計画が進まなかつたときの三鷹市の北野地域の計画づくりということを盛り込んだほうがいいということを意見で述べておきたいと思います。

防災の観点に立ったときの外環道路の役割は、昨年12月の有識者会議の中でも出されて、本格的に予算がつくきっかけになったのでよくわかっていますが、今何が必要なのかということを考えたときには、三鷹に中央高速があって、それが都心につながっているわけですが、首都高速の老朽化の安全対策というのが、より大動脈を守るという意味ではなく重要な視点もあると思います。東京都のこの計画、三鷹市としてこのマスタープランを考えたときに、やはり道路計画とかインフラの整備にすごく偏っている部分があると思います。一時的に市民の命を守るという視点で言うと、ここにも書き込まれている多くの延焼防止とか耐震化の強化だとか、そういう部分は必要で、この点では評価しているので、この点での位置づけを、やはりしっかりと進めていく計画にするべきではないかと思うのですが、お答えがあつたら答弁いただきたいと思います。

あと、私が井口特設グラウンドのことで聞いたのは、売却する方針だという中で、それ

では井口と上連雀地域の一時避難所の機能はこれからどうやって確保していくのかというのを聞いているんです。この間のことがあるので、議論してきたのはよくわかっています。そのことについて、私は答えてほしいんです。井口特設グラウンドを残してほしいという声に対しては売却しますという計画ですから、私は運動施設としてマスタープランの中でも子供たちが野球やサッカーができるグラウンドを残していく、そのために今ある平地の部分を積極的に取得して確保するということも方針として持つべきだとは思いますが、井口特設グラウンドを売却するという前提に立ったときに、井口と上連雀のあの地域の一時避難所の確保というのはこれからどういうふうに考えているのかというのを聞いているので、それに対して、私は真摯に答えてもらいたいんです。

この間、私たちの会派といろいろやりとりしたということをまくら言葉につけるのではなくて、私の質問していることに対して答えてほしい。よろしくお願ひします。委員長、そういうことでお願いしたいと思います。

【吉野会長】 河村副市長。

【河村副市長】 答弁はかみ合っていると思いますが、今の最後のところだけがご質問ということでよろしいですね。

一時避難場所というのは、空地があれば、そういうことで、今、さまざま、民間の土地であっても一時避難場所にするということはあります。それがなくなる場合、民間の開発でなくなることもあります。そういうことでございますので、私どもはほかのところも含めて、少しでも一時避難場所が確保できるように努力していきたいとは思っています。

地元の町会の方たちの中では、地域の農地をいろいろ調べて、農地の所有者の方にご協力をいただいて、自分たちのまちの中で、一時避難場所に行く前の避難場所をどうしようかとか、いろいろ独自にマップをつくられたりして頑張っていらっしゃいます。私どもはそういうところで、ほんとうに三鷹市民の方は頑張っているなと思いますが、私どもも同じように、それはあればあったに越したことはないですから、売却の問題も含めて、その土地がなくなった分、仮にそこが全部建物になってしまえば別のことを考えなければいけないし、あるいは、災害のときに必要なのは一時避難場所だけではありませんので、そういう意味では民間に売却された後でも、例えばそこが病院であったり、あるいは福祉施設であったりとか、さまざまな形での防災への機能としての連携というのはできると思いますので、そういうことを含めて、何に特定するということではなくて、財源も確保しながら防災にも役立つということを考えて、周辺の方も含めてご議論を深めていきたいな

と思っているところです。

【吉野会長】 栗原委員。

【栗原委員】 防災という観点に立ったときには、やはり空間はすごく重要です。特に住宅密集地やマンションが乱立するところも含めて、必要となります。このマスタープランの中で、一時避難場所の確保というのはぜひ位置づけて、方針も深めていって、確保に努めもらいたいと思います。

建物が建ってしまったわけではないので、売却しないというのは財政的ないろいろな側面での——土地がなくなったわけではないわけですから、そこのところをどう位置づけて、これから計画に進めていくのかということでは、これからの課題でもあると思いますので、一時避難場所、防災という観点に立ったときの確保も含めて要望しておきたい。また、これの中で進めていく上で、安全・安心のまちづくりの視点をしっかりと位置づけて取り組んでもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

【吉野会長】 加藤委員。

【加藤委員】 井ログラウンドの売却についてですが、土地活用とかについて慎重に判断していくと書いてあるのですが、最近、よくテレビとかで三鷹市や調布市が出てきて、自分の家の裏がお墓になってしまったとか、そういうので市民の人たちが怒っている番組を最近見かけます。うちにも最近、東八道路沿いに何とかメモリアルができましたとか、そういう広告がよく入ってきているんです。

こういう売却について、近隣の皆様とさまざまな意見を伺いながらと書いてあるのですが、市としてどこまでそういう近隣の人たちの意見を聞いて、こういう建物は建てないほうがいいとか、そういう具体的なものがあればお聞きしたいと思います。

【吉野会長】 清原市長。

【清原市長】 よく、今、ご質問者が言わされたように、近くに墓地ができるといろいろ不安であるというお声はあるのですが、ただ、私たち、命あるもの、最後に入る場所が墓地であるとも思いますので、必ずしも墓地そのものがあることが何か社会的に問題であるというふうに、私自身は思っておりません。

ただ、今回、実は墓地に関する権限が都から三鷹市に移譲されたものですから、墓地に限って言えば、これは議会でもご審議いただいたのですが、条例を提案させていただきまして、基本的には三鷹という狭い市域に容易に墓地ができないような、かなり厳しい基準の条例とはさせていただきました。

このことにあらわれておりますように、三鷹市がこの土地利用総合計画で示させていただいてているのは、まさに緑と水の公園都市という目標を実現する上で必要な都市計画の手法とか土地の用途であるとか、そういうことは都市計画審議会等々でご審議いただきながら、また条例化するときには議会でもご審議いただきながら定めて、そしてよい意味での規制をさせていただくことができる、その権限が、また4月以降、三鷹市には移譲されてくるということでもあるんです。

ましてや、井口の暫定グラウンドにつきましては、この間、本来は総合スポーツセンターが予定されていたわけで、もう設計までかなり煮詰まったところを市民の皆様からご提案いただきおりましたのに、経済・財政状況を考えて、英断で休止してきたという経過があります。ですから、暫定的にお使いいただいたので、市民の皆様の中には、暫定といつても、もうそれが5年以上経過すれば、もう恒常的に使える場所と認識されるのは当然の人の心理だと、三鷹市でもよくよくわかっております。

したがいまして、今回、井ログラウンドのみならず、市有地を売却等させていただくときには、税金で足りない分を補わせていただくわけですから、それが無造作に開発されないように、しっかりと先ほど言いましたい意味でのまちづくりの規制あるいは条件をかけさせていただいて、もし売却するにしても、プロポーザル方式でどのように使われるかということを検討して、こちらが基準を示す方法もあるでしょうし、ぜひ、近隣の皆様に、市が売却したということをできる限り受容していただけるような取り組みにしたいということを含んで提案しているわけでございます。

したがいまして、いわゆる民民、民間の売却ということであっても、三鷹市としては地区計画をかけさせていただいて、高質な住宅、緑化率の高い住宅を進めさせていただいた経過もございますので、ましてや市が売却するということですから、慎重に検討したいということで書かせていただいているものです。

【吉野会長】 加藤委員。

【加藤委員】 ありがとうございました。

【吉野会長】 石濱委員。

【石濱委員】 石濱です。今の話ですが、緑地ということで、要するにお墓の問題で申しわけないのですが、仮にお墓をつくらなければそこに住宅が建ちますよね、当然。マンションが建つ可能性もあります。だから、ある人に言わせれば、マンションなんて建って日影になるよりはお墓のほうが——お墓自体、今はきれいになっていますので、お墓のほ

うがいいよという人もいるわけです。

ですから、この辺は慎重に取り扱っていただいたほうがいいのではないかという意見でございます。

以上です。

【吉野会長】 石原委員。

【石原委員】 中身といいますか、今後の運用についてお伺いしたいのですが、2022年ということは10年後までのプランなのですが、その後、中身の改定を行った場合、この総合計画のほうにはどういった形で反映されていくのか。記録としてどう載せられるのかをお伺いしたいと思っております。よろしくお願いします。

【吉野会長】 田口課長。

【田口まちづくり推進課長】 今回の計画は2022と、今、委員がおっしゃったように、目標はここに定めています。その間、いろいろな取り組み、事業、この中に載せております。この間で終わるもの、または継続していくもの、当然この中に含まれております。まちづくりはよく50年、100年というような言い方をされる場合もありますが、基本的な緑と水の公園都市を目指すといった基本姿勢は続ける形で、今後、2022年に改定する際にも、その方向性、方針はしっかりと持ちながら、その時点で社会状況、いろいろな背景等も変わってくることも考えられますので、そういうことも踏まえて、その時点でもまた検討しながら進めていくということになります。

【吉野会長】 石原委員。

【石原委員】 わかりました。ということは、この総合計画そのものの改定は行わないこと。この冊子そのものの内容は、途中計画は変わっても、この総合計画2022としては反映されるのでしょうか。

【吉野会長】 河村副市長。

【河村副市長】 これは計画全体に言えることですが、1年後とか1年以内でもいろいろ状況が変わることがあります。そういうことは変えずにそのままいくということはあります。

ただ、幾つも重なったり、あるいは途中であっても何か節目のときがあればそれは改定をしたり、国の大いな方針が変わって改定するというようなことはあり得る話だと思います。

【吉野会長】 石原委員。

【石原委員】 そうですね。先ほどから、外環の話とか、新川防災公園とかもそうですし、これから進捗してくる話ですから、それは中身をどの辺でという見きわめもまたあると思いますが、要は、当初の計画からこう変わっていったというところを記録に残しながら改定をしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【吉野会長】 寺井委員。

【寺井委員】 空き家・空き地対策推進ということで、一般質問でも質問させていただいて、条例も含めた形で検討するというご判断だったと思うのですが、ここの86ページの表現は少しやわらかいかなという部分があるんです。

第4次基本計画素案の128ページには、計画期間の目標として、25年に条例の制定まで書いてあるので、もしかして空き家に対する、1つは利活用の部分があると思いますし、もう1つは衛生面、防犯の面で大事ということもあるので、ここはしっかりと、特に25年に条例の制定というようなところまでを見きわめた——前半で結構進むのではないかと思うので、そういうことも含んだ表現としての考え方でいいのかどうかの確認だけさせていただきたいと思います。

【吉野会長】 大石田部長。

【大石田都市整備部長】 86ページの表現は、あくまでも土地利用の観点で書いてあり、基本計画等にはおっしゃるような内容で明記されていると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

【吉野会長】 寺井委員。

【寺井委員】 ありがとうございます。その土地利用ということ、さっき言ったように2つの観点があると思いますので、ではしっかりとその辺は取り組んでいただきたいということでお願いします。

【吉野会長】 おおむね質疑は締めくくるようによろしゅうございますか。

では、採決する方向で進めたいと思いますので、討論がございます方はお願ひいたします。

野村委員。

【野村委員】 それでは討論させていただきます。世界的な経済危機と東日本大震災を経た今に、この多額な国の補助を前提にした新川防災公園（仮称）整備事業というのは、中止を含めた見直しが必要であると考えます。同時に、1兆300億円近い多額の国費を投入する予定の東京外郭環状道路も、東日本への国費投入を最優先にするべきであって、

また外環ノ2についても同様のことだと考えます。

以上、2つの事業を前提とする本計画案を認めることはできません。

以上、これをもって反対討論とさせていただきます。

【吉野会長】 ほかにございますか。

では、これより採決をいたします。

日程第1、諮問第2号については、異議なしとして答申することに賛成の委員の皆さんの挙手を求めます。

(挙手多数)

【吉野会長】 挙手多数であります。よって、日程第1、諮問第2号については、異議なしとして答申することに決定いたしました。なお、答申文案及び提出方法は会長に一任願います。

次に、日程第2、諮問第3号「三鷹都市計画公園（第2・2・36号上連雀くすのき公園）の変更について」を議題とします。これより提案理由の説明を求めます。

清原市長。

【清原市長】 それでは、諮問第3号、三鷹市都市計画公園（第2・2・36号上連雀くすのき公園）の変更につきまして、提案理由を説明いたします。

上連雀くすのき公園は、上連雀九丁目の住宅地の中にあり、昭和60年より上連雀児童遊園として供用してまいりました。特に近隣の子供たちからは、「ドラえもん公園」の愛称で呼ばれ、利用者が多い公園です。地域の核となる都市公園が不足していることから、平成22年、三鷹市土地開発公社が北東角の一部用地約0.06ヘクタールを買収し、合計約0.31ヘクタールの都市計画公園として位置づけ、子供たちからご高齢の市民の皆さんのが安全で安心に利用でき、災害時の防災の拠点となる空間として充実を図ってまいりました。今後も、その取り組みを進めてまいります。

本件に係る都市計画変更は三鷹市の決定となりますので、本日の都市計画審議会の議を経て、市において決定することになります。

詳細の内容につきまして、事務局より補足説明をさせますので、どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【吉野会長】 提案理由の説明が終わりました。事務局より資料の説明を願います。

川口課長。

【川口緑と公園課長】 緑と公園課長の川口でございます。諮問第3号、都市計画公園

第2・2・3 6号上連雀くすのき公園の変更につきまして、資料2に基づきましてご説明をさせていただきます。

1ページ目をお開きください。まずこの表の中を説明させていただきます。

種別でございます。街区公園となっております。都市計画施設の中には、道路や下水道や公園がございます。その公園の中には、近隣公園、地区公園、総合公園、街区公園という種別がございます。今回はこの街区公園に該当します。

番号は第2・2・3 6号でございます。第2は街区公園の意で、2は規模によるものでございます。3 6号はこれまでの通し番号です。

公園名が上連雀くすのき公園。位置が三鷹市上連雀九丁目地内。面積が約0.31ヘクタールで、約3,100平方メートルでございます。備考は園路広場、管理施設等となっております。

次に2ページ目をお開きください。新旧対照表となってございます。今回は追加ですので、先ほど説明した1ページ目と内容は同じでございます。

次に3ページ目をお開きください。これは都市計画公園の地図を縮小したもので、皆様にわかりやすいような形で、このような形で縮小させていただきましたのでご承知をお願いいたします。

場所は市の真ん中にある、丸く表示をしているところです。

次に、4ページ目をお開きください。左手が北側になります。

東西には山中通り、左側の大きな通りが調布保谷線です。縮尺が2500分の1で、真ん中に「公」という字が書いてあります。この黒く塗ったところが当該の場所でございます。先ほど市長がご説明した、破線で囲まれたところが、土地開発公社で買収をしたところでございます。

次に5ページ目をお開きください。都市計画案の理由書です。理由につきましては朗読をさせていただきます。

本公園地が位置する上連雀エリアは三鷹市の中央部に位置し、閑静な住宅地を構成しているものの、エリアとしては緑被率が低く、また市立公園が少なく、地域住民が気軽に寄れる公園が不足しております。このような状況の中、三鷹市緑と水の基本計画でも、緑化の増進を図り、良好な住環境の維持・向上を目指すゾーンとして位置づけられています。

本公園地は、都営上連雀第2アパートの北側に隣接し、三鷹市が東京都から譲り受け一部公開している箇所と、未利用地の民有地があります。今回、広く一般利用できる公園

として恒久的に確保するため、新規に都市計画公園区域として計画決定をするものです。

次に6ページ目をお開きください。これが、東京都知事と協議をした協議結果通知です。

都として意見はありませんという写しでございます。

7ページ目をお開きください。この都市計画決定策定の経緯の概要書ということで、これまでの経緯です。6ページ目でもご説明しましたとおり、都知事との協議が11月22日。それから都市計画の公告・縦覧を今年の2月20日から3月5日まで行い、閲覧者はいませんでした。案に対する意見書の提出期間が同様に2月20日から3月5日までで、意見書はありませんでした。本日が都市計画審議会です。そして、この都市計画決定告示が、24年4月上旬を予定しているところです。

私からの説明は以上でございます。

【吉野会長】 説明が終わりました。これより質疑、討論を行います。

それでは、質問等がございます方は、どうぞご発言ください。

鎌田さん、いかがですか。鎌田委員。

【鎌田委員】 では、すごく単純な質問で申しわけないのですが、これ、具体的にいつこの公園が完成されるとかいうのは書いていない気がするのですが、いつごろできるのですか。

【吉野会長】 川口課長。

【川口緑と公園課長】 先ほど申しましたように、一部供用開始をしているところがあります。そして、この一部買収したところにつきましては、現在、暫定的な整備をしているところです。計画決定がされれば、一定程度の供用が近日中にできると考えています。

【鎌田委員】 ありがとうございます。

【吉野会長】 よろしいですか。

では野村委員。

【野村委員】 公園用地を市で土地開発公社から購入してということで、これで全域が市有地になったということか、民間地と市有地あるいは土地開発公社の土地というふうに区分されているのかということを一点確認させてください。

【吉野会長】 川口緑と公園課長。

【川口緑と公園課長】 既に供用開始している部分につきましては市有地でございます。残りが土地開発公社の土地でございます。

【吉野会長】 野村委員。

【野村委員】 そうすると、土地開発公社から市が買う予定というのはいつごろになるのでしょうか。

【吉野会長】 川口課長。

【川口緑と公園課長】 5年以内に買い戻しを考えているところでございます。

【吉野会長】 ほかにございませんか。

ないようでございますので、これで質疑等を打ち切ります。

日程第2、諮問第3号「三鷹都市計画公園（第2・2・36号上連雀くすのき公園）の変更について」は、異議なしとして答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【吉野会長】 ご異議なしと認め、日程第2、諮問第3号については異議なしとして答申することに決定いたしました。なお、答申文案及び提出方法については会長に一任願います。

次に、報告事項に入ります。

日程第3、「三鷹市緑と水の基本計画2022（案）について」、事務局より説明を求めます。

川口緑と公園課長。

【川口緑と公園課長】 緑と公園課長の川口でございます。それでは、三鷹市緑と水の基本計画2022の案につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、皆様には資料3-1でご説明をさせていただきまして、資料3-2がこれまでの審議会、市民の皆様からそれぞれいただいたご意見をまとめたものです。皆様には本文を見ていただければと思います。

まず2ページ目をお開きください。これまで、「豊かな品格のある都市づくり」ということで、中央の箇所ですが、「豊かで高品質なまちづくり」という形に表現を変えさせていただきました。

それから、3ページ目ですが、先ほど諮問もございました土地利用総合計画、それから三鷹風景・景観づくり計画（仮称）、この3つの計画は非常に関連性があるものですから、表現を統一いたしまして、このような形にしたところでございます。

次に5ページ目をお開きください。中央の黄色くかかれている箇所が、第12条の特別緑地保全地区でございます。

この箇所につきましては、東京都と協議をしまして、特別緑地保全地区は緑を守るとい

う意味で非常に大事な事項ですので、特にここを表記していたところでございます。

次に47ページをお開きください。前回、島田専門委員さんからもご指摘がございました樹林地の部分と、農のある部分につきまして、全面的に前回の素案から変えさせていただきました。

これまで保存樹林、保存樹木等の制度で保全をしてきたのですが、これからは特に鎮守の森という「寺社内の境内の緑」を巨木・名木などに指定し、重要な樹木を保存していきたいという考え方でございます。

そして、中央の写真の屋敷林という文言の下にありますが、都市農地保全条例（仮称）等の、三鷹市独自の保全制度の検討、農の風景育成地区制度という国や東京都の保全制度の活用、そして先進自治体の保全施策の研究などを記載しています。農のある風景、樹林地ということで保全と活用を図っているところです。

次に50ページをお開きください。左側の下に黄色く書いてございます、特別緑地保全地区につきましては、勝渕神社特別緑地保全地区1カ所がございます。さらに都市緑地法の第4条に基づき、緑地保全計画を作成し、別冊として計画を公表していきます。法律に対応する表記をさせていただいたところでございます。

次に68ページをお開きください。中央の黄色い部分です。東日本大震災が発生したため、防災の視点から記載したところでございます。

次に90ページをお開きください。先ほども議論がありました、北野の里のところでございます。蓋かけの上部を含む一帯の面的構想であるという内容に変更をしているところです。

次に113ページをお開きください。右下の赤い都道があります。これは東八道路ですが、東側に延びてまいりましたので、ここを進捗状況と合わせまして表記をいたしました。

次に140ページをお開きください。環境保全審議会の委員さんからのご意見で、萌芽更新について、緑に関する正しい情報や知識を市民の皆様に啓発をしてほしいという意見がありましたので、ここに記載をしたところでございます。

次に154ページをお開きください。先ほど出ました特別緑地保全地区ですが、現在勝渕神社緑地保全地区が指定されておりますので、新規に追加したところでございます。

次に167ページをお開きください。素案にはございませんでしたが、緑と水の基本計画の策定の経過を記載させていただきました。

次に168ページから172ページでございます。緑と水の基本計画は専門用語が出て

まいります。用語の説明ということで、資料に追加の記載をしたところでございます。

私からの説明は以上でございます。

【吉野会長】 説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質問、ご意見等ございましたらご発言願います。

中村委員。

【中村委員】 37から38ページにかけて、公園緑地等の数値目標が書いてあるので少しお尋ねしたいのですが、市内にいろいろな緑地・空地が出てきても、なかなかそれを市が買収されるのが難しいときに、みすみすその空地がなくなってしまうというときがあって、そういうのは都で買ってくれないかという話を時々するのですが、都立公園は10ヘクタール以上だからそういう小さなものには買えないと言われます。ただ、10ヘクタールって相当大きいですから、それより小さいのを市が買えるかというとなかなか買えないところもあるかと思います。

先ほどの諮問事項は賛成だったので特段何も言わなかったのですが、ああいうように都市計画決定していくって保全していくというのは大切なことだと思っていますが、同じような状況というのはあちらこちらの今ある緑地などでも都市計画決定されていないところもあったりしますし、むしろこれからそういうところを残そうというときに、さっきの場合は公有地だったので都市計画決定しやすかったとは思うのですが、まだ、今は民有地であって、持ち主の方等を含めてご同意いただけるのだったら、例えば計画決定しておけば後々生かせるということもあるし、都のほうでも、都市計画決定していれば補助金等の制度も活用できるということで、買収する制度もあるとは言っているのですが、そういった点で、これから、先ほどの諮問のようなものは今回1つ挙がっていたのですが、この緑地の面積を増やしていくというときに、市全体の中で、こういう公園を都市計画で定めていくということについて、どのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

【吉野会長】 河村副市長。

【河村副市長】 ご指摘のように、都市計画決定をしたほうが、東京都とか国からの補助金等が出やすい環境になりますし、いろいろな面でのメリットも、土地をお売りになる方にもあるかと思います。

ただ、勝手に都市計画決定をするわけにはいかないので、結局、合意が前提になりますので、今もそのような形で合意を得て、その都市計画の区域を増やしていく。それで売却の際にはご協力をいただくということで進めておりますが、ご趣旨はそのように、私ども

も改めてそういう方向で頑張っていきたいと思っています。

【吉野会長】 中村委員。

【中村委員】 先ほどの議案もそうだったのですが、現実的に買おうというときに計画をすることなのでしょうけれども、計画というのはやはり計画なので、もっと早目に早目にということなので、何かそれがなくなりそうなときというよりももっと早い段階で、合意形成を少し時間をかけてやっていくとか、そのあたりはいろいろ、なかなか民有地であれば難しいところもあるとは思うのですが、ぜひそういったこともこれから緑地を残していくときには考えていただきたいなと思います。

実際、都のほうにも、そういう制度ではなくても何とか残せないかという話はしているので、そういうこともないとなかなか難しいのではないかなど。都と市の間ぐらいの面積の必要な土地というのはたくさん出てくるでしょうから、そういったことはこちらからも言っていきたいと思うのですが、市のほうでもそういったこともご検討いただければと思っております。

以上です。

【吉野会長】 ほかにございますか。

岡田委員。

【岡田委員】 47ページ、農のある風景、樹林地等の保全というところですが、前回も申し上げましたが、この保全をするということは、並大抵のことではなく大変だということです。

例えば、昔からこういう屋敷林を保存するには、空師という、木の上にのぼって枝をおろしたり間伐したり、いろいろする方に頼みます。今はそういう空師もクレーンを使ったりして、余計にお金がかかるような機材が必要で、大変な維持費がかかる。それでも東京都も三鷹市もこうやって残したいという気持ちがあると思うので、このように載せていると思うのですが、維持費がかかるという意味がわかりますよね。これを毎年毎年、毎回言っているのですが、予算がないとかで、何かもう少し、東京都と相談して、これは大変なんですよということを答申でもしてほしい。僕たちも緑を残したいという気持ちはたくさんありますから、ぜひ何らかのいい方法で。変な風に指定されても困りますが、何かいい方法を選んでもらいたい。毎年同じことを言っていますが。

それともう1つ、その下にある生け垣。緑の生け垣がありますよね。これをどうしても20メートルが上限なのか。逆に、20メートル以上じゃなきやだめだと。助成す

るのはね。何かそういうふうにやらないのかなといつも思っているんです。そういう形ですれば、災害のときに万年塙とかあんなので倒れることは絶対あり得ない生け垣ですから。ぜひ何らかの方策を考えていただければなと思っておりますので、よろしくお願いします。

【吉野会長】 答弁はありますか。

清原市長。

【清原市長】 繰り返し重要なご指摘をいただくのは、私たちにとってもとてもありがたいことで、私たちも保存樹木について、ほんとうに恥ずかしいぐらいの金額を出させていただいていると、「市長、それじゃとても追いつかない、10倍100倍かかるよ」というお声は、岡田委員さんだけではなく多くの方から届いております。それだけ保存するには、延命するため、維持するための技術であるとか、技能というか、愛情も含めて必要だということは重々わかっております。

三多摩の市長を中心に、都市農地保全推進自治体協議会というのを組織しているわけですが、その中でも実は屋敷林についての議論というのも重要な柱となっています。農地で作物をつくっていただき、地産地消の喜びを享受し、また災害時には避難できる場所を提供していただけるだけではなくて、まさに恒常に緑を守っていただいているということを、どう東京都と連携して農林水産省に問題提起していくか。あるいは税の問題として財務省にも問題提起していくかということは課題になっておりますので、今日いただきましたご意見を踏まえて、また市町村で頑張れるところは頑張りますが、そうできないところについては東京都及び東京都と連携して国に申していきたいと考えております。

なお、この47ページのところで、主な関連施策・事業の中に、農地の保全だけではなくて、三鷹市では都市農地保全条例（仮称）の制定も検討しておりますが、東京都が農の風景育成地区制度というのをつくられているということでございますので、私たちもよく情報を共有しながら、先ほどの中村委員さんのお話ではないのですが、三鷹市の規模の面積だとか長さでは現実的でないような場合がありますので、両委員がおっしゃったご意見も含めて、三鷹でも適用できるような補助事業等を東京都や国が考えていただけるように、そういう数値も示した提案をさせていただきたいとも考えております。どうもありがとうございました。

【吉野会長】 ほかにございますか。

ないようですので、以上で日程第3についての質疑を打ち切ります。よろしいですね。

次に日程第4、「三鷹風景・景観づくり計画2022（仮称）素案（案）について」、事

務局より説明を求めます。

田口まちづくり推進課長。

【田口まちづくり推進課長】 それでは、三鷹風景・景観づくり計画2022（仮称）

素案（案）、資料4を用いてご説明させていただきます。

本計画につきましては、2月の本審議会で骨格案を報告させていただきました。その後、素案の作成に向けて検討を進めてきたところでございますが、本日はその素案のたたき台となる案という形でお示しし、皆様のご意見をいただきたいと考えております。

本日の報告の中では、骨格案からの変更点、また風景・景観づくりのためにどのような誘導や規制を考えているか、その2点を中心にご説明させていただきたいと思います。

まず資料でございますが、資料4-1が素案（案）、本冊ということで、資料4-2が概要版ということで、先ほど申し上げました誘導・規制の部分、第3章を中心にまとめたものになっております。

それではまず変更点でございますが、資料4-1、本冊の8ページ目をお開きいただきたいと思います。

こちらは将来像ということで、内容そのものは変わっておりませんが、骨格案では第2章の基本的な考え方のところで掲載しておりましたが、今回、序章のところに位置づけまして、計画の目的をより明確に示すということにいたしました。

続いて、第1章の特性と課題の中の、45ページをお開きください。住区別の風景・景観の特性と課題ということで、これは本計画がこれまで住区別のまちづくり、また、まち歩き・ワークショップなど市民参加の取り組み、そういった課題提案をいただいてつくってきたものであり、今後、計画を運用していく中でも、住区単位での特性・課題は必要不可欠なものという認識をしておりますので、この項目を新たに盛り込んだということでございます。

次に、構成を大きく変更した部分が83ページ目から始まる第3章、また149ページ目からの第4章でございます。前回の骨格案では、第3章で景観法を生かした風景・景観づくり、また第4章では風景・景観づくり施策の展開ということで、三鷹市独自の取り組みの部分ということで条例をまとめた形にしておりましたが、法に基づく取り組み、また三鷹市独自の条例の取り組み、そういった分け方をしてもなかなか市民の方にわかりにくいというところもございました。そのような分け方によらずに、将来像の実現のための建築行為などの誘導の内容は1つにまとめまして、これを83ページ目からの第3章の風

景・景観づくりのための誘導・規制という項目として整理をしたところでございます。第4章は、誘導以外の取り組みということで整理をしております。

また、前回の骨格案で、巻末にコミュニティ住区別のまちづくりの手引として各住区の資源図というものを掲載しておりましたが、この素案（案）では、第3章の景観形成に活用するための位置づけを整理しまして、104ページから、まち並み資源図の作成、公開という形で掲載をしております。

次に、資料4-2をご準備ください。第3章の風景・景観づくりのための誘導・規制ということでまとめております。1ページ目をごらんください。

重点地区を示した区域図ということで、本計画の適用区域は、これまでご説明しておりますが三鷹市全域ということでございます。前回の骨格案では重点地区と一般地域という説明をいたしましたが、一般地域においてもそれぞれ地域の特性がありますので、そのような呼び方はやめまして、「重点地区以外」ということで表現をしております。これまで東京都が進めてきました景観基本軸とふれあいの里などを合わせて、重点地区という形でこのように示させていただいているものでございます。

次に2ページ目をお開きください。風景・景観づくり方針の案でございます。

これも、これまでと同様に、自然からコミュニティという5つの構成要素で、内容については前回お示ししたものと同様の内容になっておりますが、右側に、ちょっと小さい形で恐縮でございますが、それぞれの概念図を示しております。先ほどの1ページ目の重点地区以外のところも、この中にはこういう形で様々な風景・景観づくりの方針が表現されてくるということを確認していただければと思います。

続いて3ページから5ページ目にかけまして、それぞれの方針の誘導イメージを掲載しております。前回もお示しいたしましたが、そのイメージをさらに拡充しております。

例えば3ページ目、自然の項目でございますが、河川系の内容、左側の上には神田川、野川の誘導イメージ、またその下には国分寺崖線の誘導イメージ。右側の下には住宅地、右側の上にはふれあいの里。それ respective誘導イメージを掲載しておりますが、その地域の資源を有効に活用して、周辺との調和を誘導する内容を示しているところでございます。

同様に、4ページ目になりますが、左側に農地周辺の誘導イメージを掲載しております。屋敷林の保全や市民農園の整備などに加えて、周辺住宅地が農地と調和するイメージを表現しております。また、右側は、歴史・文化資源周辺の誘導イメージということでございます。

次の5ページ目、こちらは都市活動とコミュニティの誘導イメージということで、左側に魅力ある商店街のイメージを掲載しておりますが、ちょっとした工夫、様々な配慮といった内容が示されているところでございます。また右側には、住宅地や公共施設周辺の誘導イメージを掲載しております。緑を生かすことや、まち並みの調和などを示しています。

続いて6ページ目になりますが、個々の事業、建築行為、あるいは開発事業といった誘導事項を示しております。重点地区など、それぞれの特性により、対象の範囲とか誘導の内容は違いがありますが、左側にある共同住宅や商業施設、また右側の上にある戸建て住宅、またその下には宅地開発の誘導イメージで、こちらもそれぞれ周辺との調和に加え、建物や緑、オープンスペースの配置の工夫などの誘導内容を考えているところでございます。

次に、このイメージを具体的に誘導していく方法としまして、7ページ目に、例として国分寺崖線周辺と三鷹市全域の届出対象検討案というものを掲載しております。

左側の表が、現在、東京都で行っている内容で、右側が現時点で考えている検討案で、それぞれ対象となる規模を定めていきますが、検討案では目標である将来像が適切に誘導できるように、その対象行為・規模を少し拡充することと、ふれあいの里の誘導等の内容も新たに定めていく考え方を示しているところでございます。

この検討の内容でございますが、資料4-1の本冊では119ページをお開きください。三鷹市全域から、検討中とところどころに入っておりますが、どういったものを対象にしていくかと。その下には基準等の検討案を載せております。

この内容は、現在検討中で、今後さらなる検討が必要であると考えております。素案を確定し、お示しした上でご議論いただきたいと考えているところでございます。

最後に、資料4-2にもう一度戻っていただきますが、8ページ、最後のページでございますが、総合的な風景・景観づくりの推進というイメージ図を掲載しております。

左側に新しい体系としまして景観法とその条例に基づく内容。また右側には既存の体系の拡充ということで、都市計画法などの法令とまちづくり条例に基づく既存体系で、これらの連携・補完・拡充のイメージでございます。

この図の右下のところに、開発事業における風景・景観づくりの誘導とございます。今後、三鷹市として質の高いまちを誘導していくに当たりまして、開発事業の誘導といったところを中心に進めていきたいと考えております。

最後に、今後の予定でございますが、来年度に入ってから素案を確定しまして、その後、

パブリックコメントなどの手続を経まして計画案を確定した後、条例を策定。また来年度内には景観行政団体の移行を受けまして東京都の景観計画部分の条例を施行。また、平成24年度内に計画を策定しまして、平成25年4月には計画と条例の全面施行という形で考えているところでございます。

説明は以上でございます。

【吉野会長】 説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質問、ご意見等がございましたらご発言願います。

野村委員。

【野村委員】 2つ質問したいと思います。1つは、風景・景観づくり条例で規制をするさまざまなものは、どの程度の強制力のあるものになるのかというのをもう一度確認させてください。まちづくり条例でいろいろな基準等を示して、いろいろな形で今、開発事業者と協議をしながらという形で進めていると思うのですが、この風景・景観づくり条例というものはどの程度強制力、あるいは規制力があるものなのかどうかということを1点確認したい。

それと、もう1点、非常に細かいことなのですが、27ページ真ん中の、受け継がれる伝統的なおはやしやみこし巡業の風景・景観とあるのですが、みこし巡業というのは宗教的行事だと思うんです。それについて、やはりもう少し慎重に位置づける必要があるのでないかと。八幡大神社も一応宗教施設であり宗教の行事だと私は思うのですが、それについてのご見解を一つお願いします。

以上、お願いします。

【吉野会長】 大石田部長。

【大石田都市整備部長】 2点ご質問をいただきました。まず1点目ですが、風景に関する条例は、これから内容を詰めてご提案申し上げます。条例ということで、事前審査になってしまい、今、情報を大量に出すわけにはいきませんし、これからということでご理解をいただきたいと思います。

それから2点目ですが、これは大変難しい問題です。宗教と行政の関係があるわけですが、一般的には、便宜供与に当たらなければ、例えば寺社の通路を横切るぐらいの道路があるのはどうだとか、さまざまな議論がこれまでありました。一般的には文化として、おはやしとかみこしというのを考えておりますが、問題提起として、それはより具体的に詰めてまいりたいとは思います。今の段階では、これは文化的な行事だと考えております。

【吉野会長】 野村委員。

【野村委員】 条例についてはわかりました。文化ということもわかりますが、とりたててこれを取り上げて位置づけるということが、一宗教に加担することになる可能性があるということをしっかりと自覚をして、このことについては職員の皆さんでもしっかりと把握していただきたいと思います。終わります。

【吉野会長】 ほかにございますか。岡田委員。

【岡田委員】 説明の最後のほうで、質の高いまちづくりを目指してと言っておりますが、今現在、三鷹市はどのくらいの質なのか教えてください。

【吉野会長】 清原市長。

【清原市長】 量と質ということで言うと、三鷹市の面積が 16.5 平方キロであるとか、人口が約 18 万人であるとか、そうした量で数えられるものというのは数値でお示ししやすいのですが、質というものは価値観あるいは主観を求められますので、なかなか一概には言えません。

私たちが「質の高い」と言ったときには、やはり社会基盤や、あるいはまちづくりに、公共施設のみならず民間の皆様もどのぐらいまちづくり条例等に協力していただいて、各法律は条例を守っていただいているかとか、あるいは今回、風景・景観づくりのところで明らかになってまいりましたのは、景観法ができた経過等もありますが、まち並みの色合いだとか緑との案分だとか、そういうことが総合的に判断されますので、象徴的に質の高い三鷹を目指すということは、目指すところよりは今低いとはいえるのですが、じゃあほんとうに相当深刻に悪いのかというとそうでもないと思っております。相対的に今よりは高い質を求めていくということでございますので、三鷹市長としてはかなり誇りを持っておりますが、全国の都市の中で三鷹市が、では質はどれぐらいかと言われたら、市長としてはかなりよいと言いますが、客観評価としてはまだ高いところを求めていきたいというようなことがあります。

あいまいなお答えで申しきけないのですが、以上でございます。

【岡田委員】 早く言えば中の上ぐらいというイメージですか。はい、わかりました。

【吉野会長】 ほかにございますか。

寺井委員。

【寺井委員】 95 ページで、大学とか研究施設の風景・景観に対する保全・創出とあるのですが、今までどういう協議とか打ち合わせをしていただいてきたのか、また今後ど

う進められるのか、お話しいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【吉野会長】 河村副市長。

【河村副市長】 例えば、国際基督教大学を例にとりますと、国際基督教大学は独自にそういう緑とか景観については意識を高く持っていらっしゃるとして、そういう意味でご自分たちのご努力でやっていたいと思っています。どこの景観をとってもすばらしい景観になっています。

あと、最近では国立天文台の中で、「星と森と絵本の家」をつくるに当たって、国立天文台ともいろいろ協議をしていますが、全体の外観も含めて、それから中のいろいろ整備について、そういう景観的なことに配慮した、保全を含めた計画をしっかりとやっていらっしゃると思って、市としても応援していきたいと考えているところです。

【吉野会長】 寺井委員。

【寺井委員】 国際基督教大学ですか、ほんとうに三鷹の知的資源といいますか、そういう文化の一つだと思いますので、やってもらうところはやっていただかないといけないのでしょうかけれど、やはり市としても強力に応援していただきて、一緒になって守るという形で進めていただければと思います。よろしくお願ひします。

【吉野会長】 ほかにございますか。

石井委員。

【石井委員】 市長が来ているので質問だけしておきたいのですが。先ほど、会長から三寒四温の話がありました。今年の2月4日立春から春分20日までの間に、普通吹くといわれている暖かい南風、春一番が吹きませんでした。さて、予算委員会や議会でも質問がありました。市長も真剣に考えていただいたかなと思います。景観計画から景観条例となっていくと思うのですが、風景・景観条例（仮称）について、その後どのようなお考えになったか。秋にも質問しましたが、続いて春にも質問しておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【吉野会長】 清原市長。

【清原市長】 この資料4-1の7ページのところに、一応念のために、風景と景観についてはこの時点での整理をさせていただいております。

私自身は、景観法あるいは都の景観条例、そして三鷹市も景観条例（仮称）をつくっていくという方向性は変わっておりませんが、私自身、農のある風景とか人々の暮らしだとか、こうしたものを、一番身近にいる基礎自治体の市長でございますので、どちらかとい

えばここにありますような建築物や工作物などのものの規制や誘導にとどまらない、市民の皆様の生活環境の向上を考える中から、「風景」という言葉を入れて「三鷹風景・景観づくり計画 2022（仮称）」とさせていただいているわけです。

ただ、今後、じやあ風景づくり計画として最初に提案した経過はどうなったのかと言われますと、皆様から景観というのは大事だということで、むしろ私は思いを新たに、「風景・景観づくり」としたぐらいでございますので、真剣に考えておりまして、最終的には今まだ仮称の段階でございますが、これにつきましては来年度も皆様にお示しして検討をしていただくことになっております。いつまでも仮称のままではいかないと思いますので、早晚、おそかれ早かれ、私としても意思決定をさせていただいて、皆様にご提案をさせていただければと思っています。

ただ、思いは、繰り返して申し上げますが、私たちは暮らしの中にある、人がつくり上げてきた自然と人間の文化のあらわれを、一方では景観、他方では風景として尊重したいという気持ちがありますので、きょうのところは併記してお示しをさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

いずれにしても、いつまでも仮称のままではおりませんので。条例についても、24年度になりましたら本格的に形をつくってまいりまして、また議会にも、市民の皆様にお示しする前の段階でお示しすることになると思っておりますので、条例名と計画名の整合性はどのようにとつたらいいのか、いや、それを変えてもいいのか、そんなことなど真剣に考えておりまして、夜も眠れないぐらいでございますので、そのことを申し上げておきます。

【吉野会長】 石井委員。

【石井委員】 ありがとうございました。「仮称」が取れると景観ということになるのかなという、そんな思いがいたしましたが、今、この説明を聞いていて、やはり景観という感が私は強く感じたんです。やはり、人がつくるまちづくりだと思うんです。特に三鷹の場合は都心部で農業を一生懸命守っていただいている。その風景も、私は景観の中に当然含まれるものだと思っています。

今後、昨年の3.11、災害の問題も考えなくてはいけないと思うんです。その災害の問題を考えるとき、やはり手を加える景観というのは私は大変重要だと思います。今後、「仮称」が取れた場合の名前に私は期待しつつ、質問を終えたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

【吉野会長】 ほかに質問はございますか。

ないようですので、以上で日程第4についての質疑を打ち切ります。

次に日程第5、「都から市への権限移譲について（都市計画法関係）」、事務局より説明を求めます。

田口まちづくり推進課長。

【田口まちづくり推進課長】 都から市への権限移譲についてということで、資料5をご用意いただきたいと思います。

前回の本審議会の中の、土地利用総合計画の素案の説明の中でも、地方分権に係る第2次一括法案が昨年成立・公布され、用途地域や都市計画道路などの都市計画決定の権限等が東京都から移譲されることになり、平成24年4月1日から施行されると、報告させていただきました。本日はその概要をお示しさせていただきます。

まず、資料5の表のページでございますが、上に都市計画決定権限についてとございます。大きく分けて3つございます。

1つは、地域の特性にそってまちづくりを誘導するためのルールを定める制度であります、地域地区でございます。用途地域がその代表格でございますが、これまで東京など三大都市圏の用途地域の都市計画決定権限は都府県にございましたが、4月以降、各市町村におろされることになります。

2つ目は、都市の骨格や拠点づくりに不可欠な都市施設の都市計画決定権限でございます。これまで小規模の都市計画施設の決定権限は市にございましたが、今後は一般国道や都道以外の4車線以上の都市計画道路や、10ヘクタール以上の公園・緑地など、大規模な施設も対象になってきます。

なお、都市計画道路におきましては、車線数が決定されない路線も対象になることから、従前は幅員16メートルの道路でも三鷹市が都市計画決定はできない路線もございました。今後は三鷹市において決定可能ということになります。

また、公園・緑地などの施設において、国や都が設置するものは決定権限移譲の対象から除かれることになっています。事業主体が国や都の施設は従前どおりということになります。

次に3つ目でございますが、都市の面的な整備を誘導する市街地開発事業でございます。50ヘクタールを超える土地区画整理事業や、3ヘクタールを超える市街地再開発事業な

どが対象になってきます。

裏面に、その地域地区、都市施設、市街地開発事業を表で掲載しております。それぞれ対象となる制度、施設、事業を掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

次に、また表面に戻っていただきまして、建築許可についてでございます。

こちらも第2次一括法案で同様に移譲されるものでございますが、現在、都知事が許可をしております市街地開発事業施行区域内の建築許可、また都市計画事業地内の建築許可などについては、すべて市に移譲されることになるというものでございます。

施行日はいずれも平成24年4月1日ということです。

今後はこの都市計画決定権限移譲に伴いまして、特に三鷹市のまちづくりに大きな影響のある用途地域に関して、その指定方針と指定基準を定めていきたいと考えております。

本審議会でもご検討をしていただきながら策定していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

【吉野会長】 説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質問、ご意見等ございましたらご発言いただきます。

ございませんか。

野村委員。

【野村委員】 この権限移譲で来るものは、結構大きい面積とかいろいろありますが、今、三鷹市ですぐにこれによって何か影響が出るという場所、道路というのはあるのでしょうか。1点だけお伺いします。

【吉野会長】 田口課長。

【田口まちづくり推進課長】 都市施設に関しましては、先ほど説明の中でも申し上げましたが、車線数が定められていない16メートルの道路。新たに定めるだけでなく、変更も都市計画決定になりますので、そういう路線が対象になる可能性はございます。

【吉野会長】 ほかにございますか。

ないようですので、以上で日程第5についての質疑を打ち切ります。

以上で報告事項に関する議事を終了いたします。

事務局は何かございますか。田口課長。

【田口まちづくり推進課長】 次回の都市計画審議会についてでございますが、平成24年5月以降ということでまだ確定をしておりませんが、後日また事務局のほうから開催

通知を送付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【吉野会長】 それでは、以上で本日の会議は終了いたします。委員の皆さんには大変長時間ご苦労さまでした。

—— 了 ——